

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	生活保護債権管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、生活保護システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

君津市長

公表日

令和6年8月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護債権管理事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護受給者に対する返還金、徴収金の決定
③システムの名称	生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42及び161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部厚生課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	君津市総務部総務課行政係法規審査担当 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1581
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	君津市福祉部厚生課 〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号 0439-56-1175

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	厚生課長 濱松 和徳	厚生課長 横倉 芳	事後	
令和3年1月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	②事務の概要 生活保護受給者に対する返還金、徴収金の決定	②事務の概要 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護受給者に対する返還金、徴収金の決定		
令和3年1月22日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の15の項	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条		
令和3年1月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の26の項	②法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第15条		
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第15条	番号法第19条第8号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第15条		
令和4年6月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署、 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部厚生課	福祉部厚生課	事後	
令和5年7月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年6月30日	事後	
令和5年7月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年6月30日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月1日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第5号)第15条	番号法第9条第1項 別表の23の項	事後	
令和6年8月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の26の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年 内閣府・総務省令第7号)第15条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 42及び161の項	事後	
令和6年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年6月30日	令和6年6月30日	事後	
令和6年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年6月30日	令和6年6月30日	事後	